



三原市本郷人権文化センターだより

発行／三原市人権推進課
編集／三原市本郷人権文化センター
所在地／三原市本郷北3丁目16番10
電話／0848-86-3333
FAX／0848-86-3407

人権講演会を開催します!!

演題：「うまい話にご用心」～振込め詐欺・悪質な訪問販売・電話勧誘から身を守ろう～

とき：7月5日(水)13:30～15:00

ところ：本郷人権文化センター 大会議室(2階)

講師：消費生活センター相談員 幸山 常男さん

定員：30人

企画・運営：本郷しろやま女性クラブ



一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会をめざして

●あいつぐ戸籍等の不正取得事件

平成17（2005）年以降、行政書士や司法書士などがその立場を悪用して、住民票や

戸籍を不正に取得し、高額で売買していたことが次々と明らかになりました。

行政書士・司法書士・弁護士など8士業※には、職務上必要な権限として「職務上請求書」を使って、本人の同意なく戸籍謄本などを取得することが認められています。この職権を利用して不正に取得された個人情報や、結婚や就職の際の身元調査や高齢者への詐欺、スーカ行方などに悪用されていたのです。

※8士業とは・・・ 弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士のこと



●いまだになくならない「身元調査」って？

身元調査は、個人の素性や身上について、本籍地・家系・家族構成・居住環境などを戸籍謄本などや聞き込み調査で調べることです。本人の知らないところで、調べることは不当な差別や、重大な人権の侵害につながります。

●「登録型本人通知制度」を知っていますか？

この制度は、三原市に戸籍や住民票の不正取得の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合に、事前に登録した人に対して交付した事実をお知らせする制度です。

●この制度を利用すると

戸籍や住民票などが代理人や第三者に交付された事実を本人が知ることができ、不正請求および不正取得に対する抑止効果が期待されます。また、三原市がこの制度を導入していることが周知されることで「職務上請求書」の偽造や身元調査などの未然防止にもつながります。（代理人または第三者から事前登録者に係る戸籍謄本などの交付請求があった場合に、交付を拒否し、交付の可否について登録した人に確認する制度ではありません）

●「本人通知制度」へ登録しましょう!!

三原市に住民票がある、または本籍がある方が登録できます。

登録受付窓口は、市民課及び本郷支所、久井支所、大和支所の各地域振興課です。

制度の詳細については、市役所市民課戸籍係（電話：0848-67-6175）へお問い合わせください。



市HP

人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。相談は無料で秘密は守られます。気軽に相談してください。



- とき 土・日・祝日は除く 10時～16時
- ところ 三原市本郷人権文化センター
- 電話 0848-86-3333

三原市本郷人権文化センター周辺図



本郷小学校北の丘に緑の屋根の建物があります。道が入り組んで屋根も見えづらいので気をつけてお越しください。至：国道2号

人権のひろば



学ぼう！ESDGs (持続可能な開発目標) (10)

SDGsは、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、2030年度を達成年限とし、17のゴール(目標)で構成されています。“人権ひろば”では、人権に関する目標を紹介していきます。

9 産業と技術革新の基盤をつくろう 【目標9. 産業と技術革新の基盤をつくろう】
災害に強いインフラ※を整え、新しい技術を開発し、みんなに役立つ安定した産業化を進めることを掲げた目標です。

社会の基盤となるインフラ※をすべての人々が安くて公平に使えるようになれば、生活水準の向上や安定につながります。質が高く、信頼でき、持続可能な、災害などにも強いインフラをつくる必要があります。

世界では、約29億人の人々がインターネットにアクセスできません。特に開発が遅れている国々の農村部では、13%の人が携帯電話の電波が届かないところに暮らしています。インターネットを活用した医療や福祉サービス、金融系サービスなどが世界で充実していく中、インターネットに安定的に接続できない環境におかれていると社会から取り残されてしまうという課題があります。

※インフラ:道やダム、発電所など、毎日の生活を支えている基本的なものや、病院、学校など、暮らしていくためになくてはならない施設のこと

(出典:公益社団法人日本ユニセフ協会ホームページ「持続可能な世界SDGs CLUB」)

★きょうは何の日? 6月 人権カレンダー

6月20日 世界難民の日

2000年12月4日、国連総会で、毎年6月20日を「世界難民の日」(World Refugee Day)とすることが決議され、難民の保護と支援に対する世界的な関心を高め、国連難民口頭弁務官事務所(UNHCR)を含む国連機関やNGO※による活動に理解と支援を深める日にするため、「世界難民の日」として制定されました。(※平和・人権問題などで国際的な活動を行っている非営利の民間協力団体)

難民とは、「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいと迫害を受けるかあるいは迫害を受けるおそれがあるために他国に逃れた」人々のこと。

UNHCRによると、2021年末時点の世界の難民は8930万人。昨年5月には1億人を突破したことが発表されました。世界人口の1%以上、78人に1人が難民であることとなります。紛争や迫害から逃れることを余儀なくされた人々の苦境に立ち向かう勇気を称える日です。困難に立ち向かい乗り越えていく難民に共感と理解を深め、難民の保護と援助に対する世界的な関心を高めるためのさまざまなイベントが世界中で開催されます。